

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 4, 158円

2 賠償の相手方

所在地 \* \* \* \* \*

名称 \* \* \* \* \*

代表者の職及び氏名 \* \* \* \* \*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和7年10月7日午後1時50分頃

(2) 事故発生場所 埼玉県富士見市水谷一丁目 \* \* \* \* \*

(3) 事故の内容 市職員が車両をロードステップの上に駐車した際、車両の重みでロードステップが破損した。

(4) 被害の程度 プラスチック製ロードステップの破損

令和7年11月11日

ふじみ野市長 高 畑 博